

住居手当

質疑応答集

平成23年6月

兵庫県教育委員会

【 目 次 】

持家住宅について

- | | | |
|---|---------|-----------|
| 1 | 所有関係 | P 1 ~ P 3 |
| 2 | 世帯主関係 | P 3 |
| 3 | 新築・購入関係 | P 4 |
| 4 | その他 | P 5 |

借家・借間について

- | | | |
|---|--------|-----------|
| 1 | 居住関係 | P 6 ~ P 7 |
| 2 | 借り受け関係 | P 7 ~ P 9 |
| 3 | 家賃関係 | P 9 ~ P13 |
| 4 | その他 | P13 ~ P14 |

ウィークリーマンション、マンスリーマンションの取扱い
P15 ~ P 16

一時的に当該住宅から離れる場合
P17 ~ P18

届出期間等について
P19 ~ P22

臨時的任用職員について
P22

監査等指摘事項
P23 ~ P 24

認定事務に際して疑義が生じた場合は、教育事務所の相談窓口へ問い合わせてください。

持家住宅について

1 所有関係

Q 1 世帯主は職員だが、所有権は職員ではない持家の住居手当の認定はどうか。

(1) 世帯主：職員 所有権：扶養親族

職員（世帯主） 扶養 扶養親族（所有）

認定可

(2) 世帯主：職員 所有権：同居する配偶者（扶養親族でない）

ア 職員（世帯主） 同居する配偶者（所有） 民間企業職員（扶養親族でない）

認定不可

イ 職員（世帯主） 同居する配偶者（所有） 県費負担教職員（扶養親族でない）

認定可

(3) 世帯主：職員 所有権：同居する配偶者（県費負担教職員）の扶養親族

職員（世帯主） 同居する配偶者（県費負担教職員）
↓ 扶養
同居する配偶者の扶養親族（所有）

認定可

(4) 世帯主：職員 所有権：同居する配偶者（県費負担教職員以外）の親族（職員及び配偶者が扶養していない）

職員（世帯主） 同居する配偶者（県費負担教職員以外）
同居する配偶者の親族（所有） 扶養親族でない

認定不可

ここでの扶養親族とは、扶養手当支給対象者をさす

Q 2 職員の扶養親族である父が、父の兄弟と住宅を共有している場合、職員に住居手当を支給することができるか。

A 他の要件（世帯主・居住）を満たしていれば、支給できる。

職員の扶養親族が所有する場合は、自らの所有に係る住宅に準ずる住宅に該当し、また、所有には共有の場合も含まれる（持ち分の割合は問わない）。

ここでの扶養親族とは、扶養手当支給対象者をさす

Q 3 未登記の住宅の場合の所有権の確認方法は。

(1) 新築の場合

注文建築請負契約書、建築確認申請書、建築工事完工届、検査済証、住宅引渡証

(2) 購入の場合

住宅譲渡（交換）契約書、住宅引換証、代金完済を確認することの出来る書類

(3) 相続・贈与の場合

被相続人の死亡を確認できる書類、戸籍謄本、贈与契約書、住宅引渡証、財産の分割協議に関する書類、遺言書

(4) その他

固定資産税課税補充台帳登録証明書、不動産取得税・相続税・贈与税等の納付証明書

Q 4 住居手当が支給されている次の職員の配偶者が退職した場合、住居手当は引き続き支給できるか。

世帯主：職員 所有権：同居する配偶者（県費負担教職員）

A 配偶者が職員の扶養親族になった場合は、引き続き支給できる。

配偶者の退職前は、同居配偶者である県費負担職員が所有する住宅に該当し、退職後職員の扶養親族になる場合は、職員の扶養親族の所有する住宅に該当するため、いずれも自らの所有に係る住宅に準ずる住宅に該当する。

この場合、所有関係が「職員である配偶者」から「本人の扶養親族」へと変更となるため、新たに住居届を提出する必要がある。

なお、配偶者が扶養親族にならない場合は支給できない。

ここでの扶養親族とは、扶養手当支給対象者をさす

Q 5 次のとおり住宅を購入した場合、住居手当は支給できるか。

また、支給できる場合、持家と借家いずれになるのか。

売買契約：1月15日

支払い：1月15日（頭金部分）

1月15日以降、7月31日まで支払い残金を月々5万円ずつ支払い

所有権は売買代金完済と同時に移転（7月31日付）

入居日：2月20日

世帯主：職員

（覚書により、売主は の支払いをもって、職員が当該住宅に居住することを承諾）

A 3月分から持家の住居手当が支給できる。

所有・居住・世帯主、全ての要件を満たすのは2月20日となる。

このケースは、自ら所有する住宅に準ずる住宅の「所有権留保住宅」に該当する。

所有権留保住宅：所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅

2 世帯主関係

Q 1 住民票上では職員が世帯主ではない場合、職員が世帯主となるための要件は。

（1） 職員の所得 > 生計を一にする職員以外の者で最も所得が大きい者の所得
世帯主の要件を満たす

（2） 職員の所得 < 生計を一にする職員以外の者で最も所得が大きい者の所得
世帯主の要件を満たさない

Q 2 次の場合、夫婦どちらに対して住居手当を支給できるか。

夫婦ともに職員 年収 夫：650万円、妻：700万円

住民票上の世帯主：夫 所有権：夫婦共有

A 基本的には、住民票上の世帯主である夫で認定する。妻での認定を希望する場合は、世帯の構成員のうちで最も収入が多い妻を世帯主とみなし、認定できる。

3 新築・購入関係

Q 1 新築された日（建築工事完了日）とは具体的にどういう日か。

A 新築された日とは、原則として当該住宅の主要構造部分はもちろん、電気、ガス、上下水道等居住のための附属設備工事も含め、すべての工事が完了し、入居し得る状態となった日をいう。

住宅を新築した者は、工事が完了した場合、以下の書類を市町村等へ届出、申告、登記する義務が課せられているので、その書類に記載されている工事完了日又は新築日をもって、新築された日とする。

- ・ 建築工事完了届（建築基準法第7条第1項）
- ・ 不動産取得申告書（地方税法第73条の18第1項）
- ・ 建物の表示（保存）登記（不動産登記法第47条第1項等）

Q 2 購入された日（住宅の引渡を受けた日）とは具体的にどういう日か。

所有権が移転登記されている場合

登記原因となった購入年月日

登記がされていない場合

購入に係る住宅売買（譲渡）契約書による「住宅の引渡日」の記載年月日

売主から「住宅引渡証」が発行交付されている場合

記載年月日又は発行年月日

所有権の移転登記がされている場合にあっては、登記原因となった「購入年月日」、登記がされていない場合にあっては、住宅売買（譲渡）契約書による「住宅の引渡し日」の記載年月日をもって、住宅の引渡しを受けた日とする。

なお、住宅の引渡証の日と移転登記等の日が異なる場合は、その原因を明らかにする申立書等により、実際の引渡を受けた日を確認すること。

4 その他

Q 1 登記簿上の所在の番地と住民票記載事項証明書の住所の番地が異なる場合、どのように処理すればよいか。

A 登記簿上の番地と住民票記載事項証明書の番地が同一である旨を記載した申立書により確認する。

Q 2 次のとおり住居手当が支給されている職員の配偶者が育休に入った場合、住居手当を引き続き支給できるか。

世帯主：職員 所有権：同居する配偶者（県費負担教職員）

A 支給できる。

育休中ではあるが、県費負担教職員として在職しており、同居配偶者の所有する住宅は、自らの所有に関する住宅に準ずる住宅となる。

Q 3 次の状況で住居手当が支給されている職員が育休に入った場合、住居手当廃止届を提出する必要はあるか。

世帯主：職員（住民票上の世帯主は配偶者である夫だが、収入は職員の方が多い）

所有権：職員

配偶者（夫）：民間勤務

A 提出不要（復帰後に支給要件を満たしていれば、育休前と同様に支給できる）。

育児休業に入り一時的に無収入となるが、あくまで一時的なものであり、復帰後、育休前と同様に（世帯の構成員のうち最も収入が多ければ）職員を世帯主として住居手当を支給できる。

借家・借間について

1 居住関係

Q 1 次の場合、住居手当は何月分から支給できるのか。

契約期間：4月15日～ 家賃の支払い：4月15日～

入居日：6月5日

A 7月分から支給できる。

契約期間が4月15日からで家賃も支払っているが、居住要件を満たすのが6月5日のため、7月分からの支給となる。

借家の住居手当支給要件：居住・借り受け（契約）・支払い

Q 2 4月1日付け異動があった職員が、遠方からの異動や採用によって、住居がすぐみつからず、4月5日までホテル住まいをし、4月6日に借家に居住した。

この場合、4月分の住居手当は支給できるか。

A 4月分については支給できない。5月分からの支給となる。

4月1日～4月5日までのホテル住まいについては、短期間の一時的な住まいであり、そのホテルを生活の本拠として居住していると認められない。4月6日に居住した借家の住居手当については、5月分から支給できる（要件を満たした日の属する月の翌月から支給）。

なお、賃貸借契約を結び、ウィークリーマンション等に居住し、相当長期（1箇月程度以上）にわたり入居することが明らかで、当該マンションが職員の生活の本拠として認められる場合は、支給できる。

Q 3 次の場合、住居手当はA借家とB借家のどちらの家賃月額を基礎とするのか。
5月1日にA借家からB借家に転居
A借家の契約は5月1日まで(日割りにて家賃支払い)
B借家の契約は5月1日から(5月1日から支払い)

- A B借家の家賃月額を基礎として住居手当を支給する。
住居手当の月額を変更すべき事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月から改定するため、5月分からB借家の家賃を基礎として支給する。

2 借り受け関係

Q 1 職員が2人以上の連名で住宅を借り受け、その共同名義人と同居している場合に、住居手当を支給してよいか。

- A 支給できる(共同名義人との関係や、家賃の負担状況等により支給できない場合がある。また、支給できる場合も満額とは限らない)。

共同名義人が夫婦又は親子である場合は、いずれか一人を借主として取り扱うものとし、職員が主として生計を維持する者である場合は、実際に職員が負担している金額に関わらず、当該住宅を職員が自ら居住するために借り受け、家賃の全額を支払っているものとして住居手当を満額支給できる。

共同名義人が 以外の場合は、職員が全額負担していることや、それぞれの負担額が証明書類により明確に把握できる場合を除き、計算基礎となる家賃月額については、家賃月額を共同名義人の人数で除して得たものとする。

なお、具体的認定に当たっては、賃貸借契約書の借主が連名の場合であっても、実際には契約者と同居人の氏名を併記したに過ぎない場合が見受けられるので、その点も含めて貸主に問い合わせる等、十分に事実確認を行う必要がある。

Q 2 職員が住宅の所有権を共有している者に家賃を支払って借り受け、居住している場合、住居手当は支給できるか。

- A 借家の住居手当は、賃貸借契約書、住民票記載事項証明書又は貸主の入居証明書等、家賃領収書が揃っていたとしても支給できない。

なお、持ち分割合に関わらず、共有であれば所有と考えられるため、持家住宅の支給要件を満たしていれば、持家に係る住居手当を支給できる。

Q 3 新卒採用の職員が、学生時代から居住していたアパートに採用後も引き続き居住することになった。家賃は本人が支払うが、契約書上は職員の父が契約者となっている場合、住居手当は支給できるか。

A 借り受けの要件を満たしていないため支給できない（契約内容を変更し、本人が契約者になった場合は支給できる）。

また、職員の父が職員の扶養親族であり、事実上職員が家賃を負担している場合は支給できる（父に収入がなくても、満60歳未満のため扶養親族でない場合は支給できない）。

ここでの扶養親族とは、扶養手当支給対象者をさす

Q 4 次の ~ に掲げる者から、職員が「別棟」の住宅を借り受けた場合、住居手当は支給できるか。

「職員の扶養親族」 「配偶者（県費負担教職員）の扶養親族」
「配偶者」 「父母」 「配偶者の父母」

ここでの扶養親族とは、扶養手当支給対象者をさす

A ~ の者との間における賃貸借契約は社会通念上認めることは適当ではない。

しかしながら、及び のうち職員や配偶者の扶養親族ではない者から別棟の住宅を借り受けている場合で、賃貸借の事実を十分確認できるときに限って、支給することができる。

支給が可能な例

配偶者の父が経営するマンションに居住し、賃貸借契約を結び、家賃の支払いをしている場合

Q 5 職員が配偶者の父母の家で同居することになり、父母に対して家賃を払うことになった。次の場合、住居手当を支給できるか。

所有権：配偶者の父母 配偶者：民間（又は主婦）
配偶者の父母は職員の扶養親族ではない

A 支給できない。

同居ではなく別棟住宅であれば、支給できる場合がある。（Q 4 参照）

Q 6 借家が狭いため二つの借家（共に契約者は職員）を借り受けている場合、両方の借家について住居手当は支給できるか。

A 職員が居住していることが条件であるため、主として居住していない借家については支給できない（居住している借家については支給できる）。

ただし、その二つの住宅が内側から連続している場合等、居住空間として一体とみなせる場合に限り、二つの借家の家賃を合算した家賃月額を基礎として、住居手当を支給できる。

Q 7 住居が見つからず、結果として1箇月以上の長期にわたってホテル住まいをした場合、住居手当は支給できるか。

A 支給できない。

賃貸借契約を結んでおらず、借り受けの要件を満たしているとはいえない。

3 家賃関係

Q 1 4月1日付け異動があった職員が、4月6日にB借家に転居した（B借家は4月1日から契約している）。4月1日～5日については、従前から住んでいたA借家の貸し主の好意により無料でA借家に居住していた。この場合の4月分の住居手当は支給できるか。

A 支給できない。

本来であれば、4月1日現在、A借家に居住しているため、A借家にかかる住居手当が支給されるが、無料で居住しているためA借家にかかる住居手当は支給できない（支払いの要件を満たしていない）。

また、B借家に居住したのは4月6日であるため、B借家にかかる住居手当も支給できない（B借家の住居手当は5月分から支給できる）。

なお、4月1日～5日についてA借家の家賃を支払っている場合（日割りの場合も含む）には、A借家の家賃月額を基礎として、4月分の住居手当を支給できる。

Q 2 次の場合の住居手当額はいくらか。

A 借家の家賃月額：65,000円 B 借家の家賃月額：56,000円

8月4日にA借家からB借家へ転居

住居届の提出：10月3日

A ~ 8月：A借家の住居手当 28,000円

$(65,000 - 23,000) \times 1/2 = 21,000$ (上限：17,000円)

$17,000 + 11,000 = 28,000$ 円

9月～：B借家の住居手当 27,500円

$(56,000 - 23,000) \times 1/2 + 11,000 = 27,500$

住居手当の月額を減額変更する場合は、事実の生じた日の属する翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）から減額改定を行う（借家から持家に転居し、住居手当の月額を減額変更する場合も含む）

なお、新たに支給要件を満たした場合、住居手当の月額を増額変更する場合については、事実の生じた日から15日経過後に届出があった場合は、届出を受理した翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）から、住居手当の改定を行う。

また、今回のケースで9月以降もA借家に係る住居手当が支給していた（過大支給されていた）場合は、戻入を行う必要がある。

Q 3 次の場合、住居手当は何月分から支給できるか。

契約期間：平成22年5月1日～平成24年4月30日 入居日：平成22年5月1日

契約者：職員 契約書の明記されている特約：「最初の1月については家賃不要」

A 6月分から支給。

5月分については、居住、借り受けの要件は満たしているが、平成22年5月1日～5月31日の1箇月分については、家賃の支払いがないため支給できない。

Q 4 次の場合、住居手当の支給額はいくらか。

家賃支払い月額：62,000円

のうち、共益費月額：3,000円、駐車場代月額：8,000円

$$A \quad 62,000 - (3,000 + 8,000) = 51,000 \text{円 (家賃月額)}$$



$$(51,000 - 23,000) \times 1/2 + 11,000 = 25,000 \text{円 (住居手当支給額)}$$

62,000円から共益費月額、駐車場代月額を差し引いた額を住居手当の基礎となる家賃月額とする。

住居手当の基礎となる家賃月額に含まないものの例

- ・ 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- ・ 電気、ガス、水道等の料金
- ・ 団地内の児童遊園地、外灯その他共同利用施設にかかる負担金（共益金）
- ・ 店舗付き住宅の店舗部分その他これに類するものにかかる借料
- ・ 駐車場代

Q 5 次の場合の住居手当額はいくらか。

家賃支払い月額：月額65,000円（1年契約、消費税抜き、但し下記の～を含む）

水道、電気、ガス料金全額（分離不可）

退室時基本清掃料：25,000円（年額）

家具・家電使用料：月額2,000円

$$A \quad (65,000 - 2,083 - 2,000) \times 90/100 = 54,825.3 \text{ (円未満切捨)} \quad \text{家賃月額：54,825円}$$

退室時基本清掃料月額
 $25,000 \times 1/12 = 2,083 \text{ (円未満切捨)}$

家具・家電
使用料月額

家賃支払い月額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合、支払額の100分の90に相当する額を、住居手当の基礎となる家賃月額とする

$$(54,825 - 23,000) \times 1/2 + 11,000 = 26,912.5 \quad \underline{26,900 \text{円 (住居手当月額)}}$$

↑
住居手当の月額に100円未満の端数を生じたときは切り捨て

住居手当の基礎となる家賃月額には、上記、 、 は含まない。

Q 6 家賃支払額に駐車場代が含まれており、駐車場を使っても使わなくても同じ家賃支払い額となる場合、家賃月額をどのように算出したらいいか。

A 貸主の証明等により駐車場代を確認し、家賃支払額から駐車場代を除いた額を住居手当の基礎となる家賃月額とする（実際に駐車場を使用しているかどうかは問わない）
（Q 4 参照）

Q 7 家賃に有線放送の使用料が含まれている場合、電気・ガス・水道等の料金と同じような取扱いで認定するのか。

A 使用料として明確に分離できない場合は、家賃月額として構わない。
したがって、電気・ガス・水道等の料金と同じように、家賃を100分の90にしたものを住居手当の基礎となる家賃月額とする必要はない。

Q 8 家賃年額：624,000円という契約の場合、住居手当はどのように計算するのか。

A $624,000 \times 1/12 = 52,000$ 円（家賃月額）
 $(52,000 - 23,000) \times 1/2 + 11,000 = 25,500$ 円（住居手当額）

家賃を年額で契約している場合、12箇月で除した額を家賃月額とする。

Q 9 店舗付住宅に居住する場合、住居手当を支給できるか。

A 店舗部分の賃料には、通常、営業権的なものが含まれているため、単に全体の家賃を店舗部分と住宅部分との面積比例により按分するのではなく、住宅部分に係る家主の証明、付近の宅地建物取引業者の証明等の提出を求める等の方法により家賃に相当する額が確認できた場合に限り、支給する。

Q10 入居前に当該借家の破損箇所の修繕を職員の負担で行い、入居後、正規の家賃から修繕に要した費用を差し引いた額を家賃として支払っている場合の住居手当支給額はどうか。

A 修繕に要した費用を家賃と相殺したことが家賃の領収書で確認できない場合でも、家主の証明等他の方法で確認できれば、正規の家賃月額を住居手当算定の基礎とすることができる。

4 その他

Q1 借家の住居手当が支給されている職員が育休に入った場合、住居手当廃止届を提出する必要はあるか。

A 提出不要（復帰後に支給要件を満たしていれば、育休前と同様に支給できる）。育休中に転居した場合や契約関係に変更があり支給要件を満たさなくなった場合は提出が必要。

Q2 転居先の市町が独自の政策で、他の市町から転居してきた夫婦に対して、家賃補助制度を行っている。この補助を受けている職員にも住居手当を支給できるか。

A 家賃補助分を控除した額を住居手当の基礎となる家賃月額とし、住居手当を支給する。

Q3 賃貸借契約書に代えて、重要事項説明書をもって、認定できるか。

A 認定できない。

重要事項説明書とは、当該物件（住宅）の内容や取引条件が記載されており、契約前に特に重要な事項の説明を受ける際に使われる書類である。賃貸借契約を行う前に手に入る書類であるため、賃貸借契約書に代えることはできない（当然、持家の認定での添付書類にも使用することはできない）。

Q 4 持家に居住していた職員が、異動のため一時的にその家を他人に賃貸し、その後、異動があり再び持家に居住しようとしたが、借受人が立ち退かないため、借家に居住している。

この場合、借家の住居手当は支給できるか。

A 支給できる。

借家の住居手当の支給要件を満たしているかどうかで判断する。

Q 5 持家の住居手当を支給している職員が、当該持家を改築した。この間借家に居住した場合、借家の住居手当を支給できるか。

A 支給できる。

ただし、1箇月以上借家に居住する場合に限る（当該借家が生活の本拠である必要がある）。

なお、この間持家の住居手当は支給できない。また、転居しているので、住居手当廃止届の提出が必要となる。

Q 6 住民票を移さずに借家に転居した場合、入居日の確認はどのように行うか。

A 入居日の確認方法は、住民票記載事項証明書又は貸主の証明による。なお、貸主に証明をもらえない場合は、引っ越しの領収書、鍵の受け渡し証、本人の申立書等で確認する。

Q 7 借家から持家（共に住居手当支給対象）に転居した場合、住居手当廃止届は必要か。

A 必要である。

最終月の家賃の領収書とともに提出する。また、転居後の持家についても住居手当支給に必要な住居届及び添付書類を提出する。

ウィークリーマンション、マンスリーマンションの取扱い

Q 1 ウィークリーマンションを1箇月以上の期間契約し居住しており、1週間の家賃額は14,000円（光熱水費込み）である職員の住居手当支給額はいくらか。

A $14,000 \times 30 / 7 = 60,000$ 円

$60,000 \times 90 / 100 = 54,000$ 円（家賃月額）

$(54,000 - 23,000) \times 1/2 + 11,000 = 26,500$ 円（住居手当額）

1週間の家賃額の7分の30の額を1箇月の家賃月額とする。このケースでは、光熱水費込みであるため、そこからさらに100分の90を乗じたものを家賃月額とする。

Q 2 マンスリーマンションに居住する次の職員の住居手当支給額はいくらか。

契約期間：3月31日～（翌年）3月25日

3月31日入居

契約形態：30日を1単位

30日（1単位）の利用料金：46,830円（光熱水費込み）

A $46,830 \times 90 / 100 = 42,147$ 円（家賃月額）

$(42,147 - 23,000) \times 1/2 + 11,000 = 20,573$ 円

20,500円（住居手当額（100円未満切捨て））（4月分から支給）

1単位30日となっているので、その額を1ヶ月の家賃額とみなし、計算する。

なお、4月分から支給となる。

Q 3 ウィークリーマンションに2週間程度入居した場合、住居手当を支給できるか。

A 支給できない。

仮に、賃貸借契約書、住民票記載事項証明書又は貸主による入居日証明書等、家賃領収書が揃っていたとしても、1箇月以上借家に居住する場合でないと生活の本拠として認められない（居住の要件を満たさない）ため、住居手当は支給できない。

Q4 マンスリーマンション等で賃貸借契約書が存在せず、それに代わるものとして「利用申込書」しかない場合、住居手当を支給できるか。

A 支給できる。

原則、賃貸借契約書により確認することとなるが、マンスリーマンション等で利用申込書のみで契約をしている場合は、記載内容を十分に確認し、家賃月額等、住居届の記載事項の記載が確認できる内容であれば、賃貸借契約書に準ずる書類として取扱い、認定しても差し支えない。

一時的に当該住宅から離れる場合

Q 1 出張（研修）入院等で一時的に当該住宅に居住しないこととなった場合、手当を支給し続けてもよいか。

A 当該住宅について、職員が居住し得る状態が引き続く限り、「自ら居住する」ものとして支給して差し支えない。

Q 2 住居手当を支給されている職員が、7月31日～9月1日まで年休、特休を取得し勤務せず、その期間中私事旅行で当該住宅に全く居住しなかった場合、住居手当を支給できるか。

A 支給できる。
当該住宅について、職員が居住し得る状態が引き続く限り、「自ら居住する」ものとして支給して差し支えない。

Q 3 職員が兵庫教育大学の大学院に派遣され、寄宿舍に入居することになった。次の場合、それまで住んでいた持家の住居手当を引き続き支給できるか。

家族は寄宿舍に同居

家財は最低限のものを持参し、大部分は持家に置いてある

A 支給できる。
職員が居住し得る状態が引き続いており、社会通念上、生活の本拠とみなせるため、支給して差し支えない。
なお、借家の住居手当を支給している職員が寄宿舍に入居する場合であっても、職員が居住し得る状態が引き続いており、社会通念上生活の本拠とみなせる場合は、借家の住居手当を支給できる。

Q 4 職員が兵庫教育大学の大学院に派遣されることになったが、兵庫教育大学まで距離があるため、居住していた持家住宅から距離的に近くなるA教職員住宅へ引っ越した場合、持家の住居手当を支給できるか。

A 支給できる（職員が居住し得る状態が引き続いている場合に限る）

Q 5 住居手当の支給を受けている職員が、遠方へ異動となったため、家族を残して異動先の近くの実家に居住することになった。
この場合、異動前の住居に係る住居手当は引き続き支給できるか。

A 支給できる。

異動によりやむを得ず単身で赴任し、配偶者又は生計を一にする扶養親族が居住する住居から転居した場合は、引き続き支給できる。異動先で借家に居住することになり、支給要件を満たせば、当該借家の住居手当も併給できる。

なお、異動前の住居に配偶者又は生計を一にする扶養親族が居住しない場合（社会人である子のみの居住等）、単身赴任でなくなった場合（家族を呼び寄せた等）は、異動前の住居に係る住居手当は支給できない。

ここでの扶養親族とは、扶養手当支給対象者をさす

届出期間等について

Q 1 事実の生じた日から15日を経過する場合の15日の起算日はどこからか。

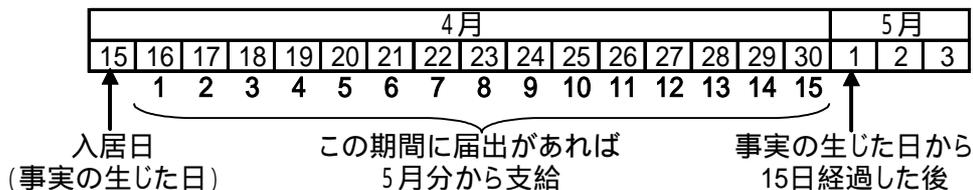
A 入居日（事実の生じた日）や住居手当月額を変更すべき事由が生じた日の翌日から起算する。

【例 1】入居日（事実の生じた日）：4月15日

届出：5月2日

6月分から支給

入居日から15日を経過した後の届出であることから、届出を受理した日の属する月（5月）の翌月（6月）から支給

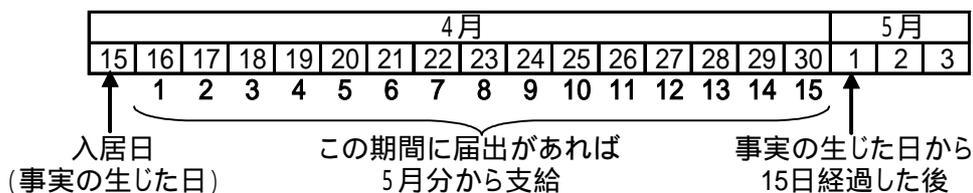


【例 2】入居日（事実の生じた日）：4月15日

届出：5月1日

5月分から支給

入居日から15日経過しているが、5月1日は月の初日であるため、5月分から支給できる。



Q2 事実の生じた日から15日目が土、日、休日、年末年始の休日の場合の取扱いはどうなるのか。

A 土、日、休日、年末年始の休日の期間の翌日に、事実の生じた日から15日が満了するものとして扱う。

【例1】 事実の生じた日：1月22日（土）

届出：2月7日（月）

2月分から支給

事実の生じた日から15日目が日曜日となるため、その翌日（2月7日）までに届出があった場合、2月分から支給できる。

2月8日（火）以降は、事実の生じた日から15日経過した後の届出となり、2月8日に届出された場合、3月分から支給となる。



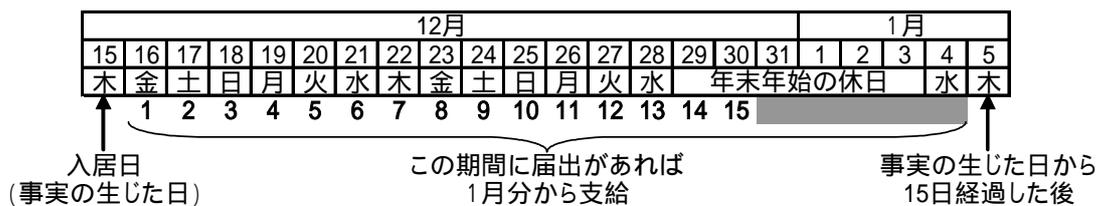
【例2】 事実の生じた日：12月15日（木）

届出：1月4日（水）

1月分から支給

事実の生じた日から15日目が年末年始の休日となるため、年末年始の休日期間の翌日（1月4日（水））までに届出があった場合、1月分から支給できる。

1月5日に届出された場合、2月分から支給となる。



Q 3 借家から持家への転居で届出が遅れた場合、住居手当支給額はどうか。
 ~ 4月10日 : 借家(家賃月額: 50,000円)
 4月11日 : 持家(新築)へ転居
 5月2日 : (事実の生じた日から15日経過した後)住居届提出(受理)

A 4月 : $(50,000 - 23,000) \times 1/2 + 11,000 = 24,500$ 円
 5月~ : 1,600円

住居手当の月額を変更すべき事由には、借家と持家間の変更も含まれる。

届出が事実の生じた日から15日を経過した後に行われているが、減額改定のため、事実の生じた日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定される。

なお、届出とは住居届だけでなく添付書類の提出も必要となる(必要に応じて追加で求めた添付書類は除く)。

【参考】

| 事 由 | 事実の生じた日から | |
|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| | 15日以内に届出 | 15日経過後に届出 |
| 新たに支給要件を満たした場合 | 事実の生じた日の属する月の翌月から支給(増額) | 届出を受理した日の属する月の翌月から支給(増額) |
| 住居手当の月額を増額変更すべき事由が生じた場合 | 事実の生じた日の属する月の翌月から減額 | |
| 住居手当の月額を減額変更すべき事由が生じた場合 | 事実の生じた日の属する月まで支給 | |

事実発生日(事実発生日から15日経過後に届出を行った場合はその届出受理日)が月の初日である場合の支給開始及び額の改定は、その日の属する月から支給開始及び額の改定を行う。

支給要件を欠くこととなった事実発生日が月の初日である場合(届出が遅れた場合も同様)は、その日の属する月の前月まで支給。

Q 4 育児休業中に職員が転居したが、勤務していなかったため、届出の提出が育児休業復帰後になった。この場合の認定はどうか。

A 事実の生じた日は実際に新居に入居した日とする。支給開始時期については、復帰後の届出（受理）日による（届出が月の初日の場合はその日の属する月から、それ以外の場合はその日の属する月の翌月から）。

なお、育児休業中に届け出がなされており、育児休業から復帰する月において住居手当が支給される場合で、その復帰が月の中途のときは、その月の住居手当は日割りにより支給することとなる。

臨時的任用職員の取扱い

Q 1 任用期間が12月1日から12月25日の臨時的任用職員に12月分の住居手当は支給できるか。

A 支給できる。

12月1日の時点で支給要件を具備していれば、支給できる（支給要件を具備した日が月の初日であるため、その日の属する月（12月）から支給できる）。任用期間は1箇月に満たない期間であるが、借家であっても1箇月以上の契約があれば生活の本拠とすることができる（なお、12月2日から12月25日といった任用期間の場合は支給できない）。

Q 2 借家の住居手当が支給されている次の臨時的任用職員について、どのような処理を行えばよいか。

任用期間：3月31日まで

4月1日から 県正規教員

3月26日～3月31日まで年休取得

3月26日 県下の借家に転居

A ・住居手当廃止届の提出は不要
・住居手当が支給されないことは明らかなので、新たに 県下の借家の住居届提出は不要
・借家にかかる住居手当は3月分まで支給

監査等指摘事項（口頭及び事務指導含む）

1 持家

持家の世帯主の要件に該当しない職員に対して支給したため、過大支給となっていた

（ - 2 - Q 1 等参照 ）

2 借家

家賃に共益費が含まれていた額で認定したため、過大支給となっていた。

（ - 3 - Q 4 等参照 ）

家賃に駐車場代が含まれていた額で認定したため、過大支給となっていた。

（ - 3 - Q 4 等参照 ）

住居手当が100円未満切捨されずに支給されていた。

（ - 3 - Q 5 等参照 ）

住居手当の額の計算が誤っていた。

家賃月額が23,000円を超え、57,000円未満の場合の計算式

（家賃月額 - 23,000円）× 1/2 + 11,000円（100円未満切捨）

契約書の特記事項で、一定期間家賃額を10,000円減額する旨の記載があったが、減額前の家賃を基礎に、住居手当額を支給していた。

（ - 3 - Q 3 等参照 ）

3 持家・借家共通

新たに支給要件を具備することとなった日から15日を経過した後に届出があった場合は、届出を受理した翌月から支給すべきところ、事実の生じた月から支給したため、過大支給となっていた。

(- Q 1 等参照)

職員から住居届が提出されておらず、支給要件具備の確認をせず手当を支給したため、過大支給となっていた。

引っ越しがあった職員について、転居後の住居について認定を行ったが、電算入力帳票(給与基本事項通知書(その2)「C#11」)の提出を怠っていたため、引っ越し前の住居手当が支給されていた。

住民票記載事項証明書の転入日と実際の転居日が異なる場合、借家については貸し主による入居日証明、持家については申立書が必要だが、その添付がなかった。

住居届に記載漏れがあった。

住居届の入居日及び事実の発生日と、通勤届の届出事由の事実発生日(=入居日)との整合性がないものがあった。